

スポーツ少年団スタートコーチ(スポーツ少年団)

養成事業実施要項

(目的)

第1 団員の健全育成を目指し、スタートコーチ(スポーツ少年団)を養成する講習会の参加料の一部を助成する。

(交付対象)

第2 スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講する者で、盛岡市スポーツ少年団登録単位団に指導者登録をし、活動する者。

(助成金の額)

第3 一律 1,000 円

附則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 3 年 4 月 1 日一部変更